

<新型コロナウイルス感染症対応マニュアル>

(オミクロン株対応 2022/1/14 改定版)

新潟リハビリテーション大学
新型コロナウイルス感染対策本部

*オミクロン株の感染拡大防止のため、厚生労働省は、濃厚接触者には認定されていなくても、職場や学校などで感染者の近くにいた人は当面の間、「接触者」として、検査などを呼びかけています。

参考：<https://www.mhlw.go.jp/content/000874549.pdf>

(本内容は自治体向け通知に記載されている事項であり、大学には通知は届いていません。)

以下は接触者として定義されている例です。

- ①オミクロン株であることが確定した検査陽性者（②～④において「感染者」という。）からの物理的な距離が近い（日常的に滞在する部屋が同一、座席が近いなど）者
- ②物理的な距離が離れていても感染者と接触頻度が高い者
- ③寮などで感染者と食事の場や洗面浴室等の場を共有する生活を送っている者
- ④換気が不十分、三つの密、共用設備（食堂、休憩室、更衣室、喫煙室など）の感染対策が不十分などの環境で感染者と接触した者

これにより、保健所は、接触者を特定した上で、検査の実施や、不特定多数との接触回避を呼びかけていますが、「濃厚接触者」でない「接触者」については、自宅待機までは求められません。

*一方、厚生労働省は、2022/1/14付で、濃厚接触者の待機期間をこれまでの14日間から10日間に短縮しました。これに伴い、本マニュアルにおいても濃厚接触者の待機期間を同省の指針通りに短縮しました。

【1】感染を疑わせる症状が出た場合

ご自身が発熱、あるいは感染を疑わせる症状が生じた際には、このマニュアルを目安として行動してください。また、毎朝登校・出勤前には必ず検温し、健康状態のモニタリングを行ってください。

1. 発症初日

発熱(37.5℃以上)・せき(のどの痛み)・全身倦怠感いずれかの症状がある場合

《対応法》 登校・出勤はせず、学生の場合は大学学務課（ゼミ担当教員）、教職員の場合は所属部署に電話で報告してください。なお、電話での連絡が難しい場合は、メールでの連絡も可とします。その場合、以下の事項について連絡（以下「報告すべき内容」という）してください。

◆ 報告すべき内容

- ① 発症までの症状経過に関する報告：いつ頃からどんな症状があったか、熱がいつからどの程度まで上昇したかを含む経過等
- ② 同居する家族に関する情報：同居家族の症状について等（新型コロナウイルス感染者の有無を含む）
- ③ 発症 2 日前までの行動に関する情報：出席した講義や出勤状況、その他の行動履歴等
- ④ 新型コロナウイルス感染者との接触に関する有無：感染者への接触歴の有無・国内外の旅行歴等

(ア) 発熱を含め、局所あるいは全身症状が強くない時は自宅で安静に待機してください。（不要・不急の外出は控える）

(イ) 発熱を含め、局所あるいは全身症状が強い時は、症状次第で近隣医療機関に電話連絡（※1）のうえ受診するか、もしくは新潟県新型コロナ受診・相談センターに電話で相談（※1）して指示を受けてください。（インフルエンザ等の感染症を含めた他疾患の可能性もあるため）

(ウ) 発熱を含め、強い倦怠感や息苦しさ（呼吸困難）がある時は、専門の「新潟県新型コロナ受診・相談センター」（※1）に電話で相談してください。

以降、毎日 2 回（朝・夕）に検温を行い、体温や症状等を記録してください。
※1：「近隣医療機関」や「新潟県新型コロナ受診・相談センター」に電話連絡する際にも上記の「報告すべき内容」を伝えてください。

<報告書類> 様式 1 有症状者用報告書

2. 発症翌日および翌々日

- 1) 発熱・せき（のどの痛み）・全身倦怠感等の症状等を含め、各種薬剤を内服しない状態で体調が完全に回復した場合

《対応法》

体調が改善した翌々日から、大学構内への入構は可能です。ただし、マスクを着用し手洗い、咳エチケットを励行してください。またインフルエンザ等を含めた感染症に罹患した場合は、その感染症が治癒あるいは登校・出勤可能と判断されてから、入構を可能とします。

- 2) 依然症状が続いている場合

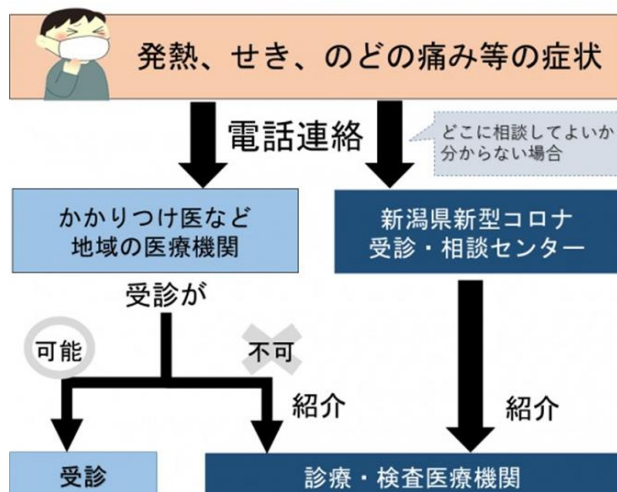
《対応法》

- ① 発症初日と同様に、上記の対応法に沿って対応してください。（※2）
- ② 強い倦怠感や息苦しさ（呼吸困難）がある時、あるいは高齢者や糖尿病・心不全・呼吸器の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを使用している方、妊婦の方等は、上記症状が 2 日以上続いている場合は「地域の医療機関」か「新潟県新型コロナ受診・相談センター」に電話で相談してください。
- ③ 基礎疾患がある方は、主治医への相談も検討してください。

※2：引き続き、学生の場合は大学学務課（ゼミ担当教員）、教職員の場合は所属部署に報告するとともに、必要な場合には「地域の医療機関」か「新潟県新型コロナ受診・相談センター」へ連絡してください。

【新潟県新型コロナ受診・相談センター窓口】	
毎日 24 時間対応 (土日・祝日含む)	電話番号 025-256-8275

「新潟県新型コロナ受診・相談センター」への連絡の流れは次の通り



最寄りの相談窓口

【平日（8時30分から17時15分）、土・日・祝（9時から17時）】

担当課	管轄地域（居住地）	電話	夜間緊急連絡先
村上保健所	村上市、関川村、粟島浦村	0254-53-8368	0254-52-7923
新発田保健所	新発田市、阿賀野市、胎内市、聖籠町	0254-26-9651	0254-26-9651
長岡保健所	長岡市、見附市、小千谷市、出雲崎町	0258-33-4932	0258-38-2501
新潟市保健所 保健管理課	新潟市	025-212-8194	025-212-8194

その他の地域については、新潟県ホームページを参照してください。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/shingata-corona/corona-center1109.html>

（実習等で他県にいる場合は、その県のホームページで確認してください。）

【2】本人が新型コロナウイルス感染症と診断された場合

ご自身が新型コロナウイルス感染症と診断された際には、完治するまで大学構内への入構を禁止します。また診断が確定に至らず経過観察を指示された場合も同様に入構はしないでください。医療機関等の指示に従い治療に専念してください。引き続き、学生は大学学務課（ゼミ担当教員）、教職員の場合は所属部署に状況報告を行ってください。また、その際に「報告すべき内容」に加え、発症1週間以内の行動および学内での動線（消毒すべき場所等を含む）も併せて報告してください。治癒するまで入構禁止です。主治医の許可が出てから入構を可能とします。

＜報告書類＞ 様式 2 罹患者用報告書

【3】本人が濃厚接触者となった場合

ご自身が感染者の濃厚接触者（※3）として**保健所より特定**された際には、感染者と最後に接触した日の翌日を1日目として、10日目まで大学構内に入構できません。状況把握のため、学生は大学学務課（ゼミ担当教員）、教職員の場合は所属部署に電話で報告してください。また不要・不急の外出は避けてください。なお、この経過で感染の症状がある場合には「感染を疑わせる症状が出た場合」に沿って対応してください。

＜報告書類＞ 様式 3 濃厚接触者用報告書

※3：「濃厚接触者」とは、新型コロナウイルス感染症と診断された患者と以下のよう
な状況で感染可能期間に接触した者とされています。なお、感染可能期間とは、
コロナウイルス感染症を疑う症状を呈した2日前から隔離開始までの期間と
されます。

- ・患者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等）があった者
- ・適切な感染防護無しに患者を診察、看護もしくは介護していた者
- ・患者の気道分泌物もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・その他：手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策無しで、患者と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断します）。

【4】その他 感染の恐れが生じた場合

（1）家族等の同居者に感染の恐れがある場合

〔1〕同居者の陽性診断が確定したとき

最後に接触した日の翌日を1日目として、10日目まで大学構内に入構できません。なお、同居者が自宅療養となった場合は、同居者のPCR検査が陰性となった日の翌日を1日目として、10日目まで大学構内に入構できません。

（ご自身がPCR検査で陰性となった場合もこの期間は短縮できません）

〔2〕同居者が保健所から濃厚接触者と特定されたとき

同居者のPCR検査結果が出るまでは大学構内に入構できません。同居者がPCR検査で陰性と確認され、ご自身に症状がなければ大学構内に入構可能です。

〔3〕同居者が発熱、呼吸障害、倦怠感など感染を疑わせる症状があり、PCR検査を受けたとき

同居者の結果が判明するまでは、大学構内への入構をお控えください。

(2) 濃厚接触者の濃厚接触者となる疑いがある場合

[1] 濃厚接触の対象が家族等の同居者の場合

上記(1) 家族等の同居者に感染の恐れがある場合の通りとします。

[2] 濃厚接触の対象が同居者以外(友人等)であり、濃厚接触判明後の接触がほとんどない場合

ご自身に症状がない場合： 大学構内への入構は可能ですが、特に、10日間は自身の体調の変化に注意してください。その後、濃厚接触した対象者の感染が確認された場合は、ご自身に症状が出現しなくとも、濃厚接触者となる可能性が高いです。保健所の指示に従ってください。

ご自身に症状がある場合： 大学構内へ入構することなく医療機関を受診してください。

[3] 濃厚接触者の対象が同居者以外(友人等)であるが、その濃厚接触者と濃厚接触しており、その濃厚接触者のPCR検査結果がまだ判明していない場合

ご自身に症状がない場合： 濃厚接触者のPCR検査が判明するまでは、できるだけ大学構内への入構を控えてください。学生の場合、欠席できない授業や試験等のやむを得ない事情があって登校する場合も、通学時や友人と接する際等との「密」(例えば近距離談話、食事)は避け、学内での行動範囲を必要最小限にとどめ、頻回な手指消毒を心がけてください。また受講が終了したら速やかに帰宅してください。実習授業では直接の接触を避け、見学に専念してください。

ご自身に症状がある場合： 大学構内へ入構することなく医療機関を受診してください。

(3) アプリ「COCOA」で「接触あり」と通知があった場合の対応

アプリの手順に従い保健所との相談等よりPCR検査を受けるかどうか決めてください。

(a) PCR検査を受けた場合：

結果が出るまで大学構内へは入構しないでください。陽性となった場合は、保健所の指示に従ってください。

(b) PCR検査を受けない場合：

大学構内に入構は可能ですが10日間は自身の体調の変化に注意してください。

(c) 症状がなくとも密の場所に行ったり周囲に感染者や感染を疑う人がいたりした場合：

PCR検査を受け、その結果が出るまでは大学構内へは入構しないでください。

ご自身に症状がある場合、検査等の相談後は、保健所や医療機関等の指示に従ってください。

新型コロナウイルス感染対策にむけた
報告書（有症状者用）

新潟リハビリテーション大学

報告日	年 月 日（第 日目）
学生	専攻 学年
教職員	教員 職員
氏名	（学籍番号）

報告事項（わかる範囲でご記入ください。）

① 症状の経過（いつ頃からどんな症状があった？体温の経過は？他に参考となる経過）
② 同居家族の状態（同居者がいる場合同居者の症状や体調等・新型コロナウイルス感染の有無）
③ 発症 2 日前までの行動（出勤状態や会合などへの出席等）
④ 新型コロナウイルス感染者との接触状況（感染者との接触や流行地等への出向等）

（追記報告事項あれば、適宜、様式自由で記載追加可能。）

新型コロナウイルス感染対策 報告書（罹患者用）

新潟リハビリテーション大学

報告日	年 月 日（第 日目）
学生	専攻 学年
教職員	教員 職員
氏名	（学籍番号）

報告事項（わかる範囲でご記入ください。）

診断された医療機関	病院／保健所
診断年月日	年月日

① 診断までの症状の経過（いつ頃からどんな症状があった？体温の経過は？他に参考となる経過）
② 同居家族の状態（同居者がいる場合に、同居者の症状や体調等・新型コロナウイルス感染の有無）
③ 発症 1 週間前までの行動（出勤状態や会合への出席や国内外の外出歴等）
④ 新型コロナウイルス感染者との接触状況（感染者との接触や流行地等への外出等）
⑤ 発症してからの職場内での動線（出勤通路・勤務休憩やトイレ等：消毒を検討する箇所等）

（追記や報告事項あれば、適宜、様式自由で記載追加可能。）

新型コロナウイルス感染対策にむけた
報 告 書 （濃厚接触者用）

新潟リハビリテーション大学

報告日	年 月 日
学生	専攻 学年
教職員	教員 職員
氏名	(学籍番号)

報告事項（わかる範囲でご記入ください。）

① 感染者との接触時の状況（いつ頃、どのような環境下で接触したか？）

② 接触後の状態（感染者との接触後の自覚症状や体温の推移など）

（追記報告事項あれば、適宜、様式自由で記載追加可能。）

＜教職員向け＞

対面授業の運営について

- 特に、実習や実技を伴う授業は、十分に距離を空ける、状況に応じてフェイスシールドとマスクを併用するなど、リスクを低減して実施してください。
- ディスカッションやペアワークを行う場合も、マスク着用のうえ、1m以上距離を取って行ってください。学生同士がマスクを着用しない状況での会話は避けてください。特に流行期は、連続してのペアワークは通常時より少し時間を短めに設定するなど工夫をお願いします。
- 授業中に体調不良（発熱、咳、倦怠感、その他の風邪症状）の学生に気づいた場合、または学生からの申し出があった場合には、速やかに帰宅するように促してください。保健室へ連絡のうえ、抗原検査簡易キットを使用することも可能ですが、その場合も判定結果にかかわらず、速やかに帰宅させ、医療機関等を受診するように指導してください。

学生が感染した場合の取り扱いについて

- 学生が新型コロナウイルスに感染した場合、あるいは保健所により濃厚接触者に特定された場合は学校保健安全法による「出席停止」となります。
- 学生が体調不良や健康上の理由等で欠席した場合も、体調回復後に補講や課題を課す等して、欠席分を出席とみなす等、本人に不利にならないようご配慮をお願いします。

対面授業で感染者が確認された場合の対応フロー

- ①授業出席学生が感染した学生の飛沫（くしゃみ、咳、つば等）に直接接触した可能性が高い。※1m以内の距離で互いにマスク無しで会話が交わされた場合は、時間の長さは問わない。
- ②授業出席学生が手で触れることのできる距離（目安1m）で、必要な感染防止策なし（マスクを外していた、鼻出しマスク、顎マスクなど不適切な着用を含む）で感染した学生と15分以上の会話をしていた。
- ③教員が感染した学生の飛沫（くしゃみ、咳、つば等）に直接接触した可能性が高い（1m以内の距離で互いにマスク無しで会話が交わされた場合は、時間の長さは問わない）。
- ④教員が手で触れることのできる距離（目安1m）で、必要な感染防止策なし（マスクを外していた、鼻出しマスク、顎マスクなど不適切な着用を含む）で感染した学生と15分以上の会話をしていた。
- ⑤マイク等の物品を消毒せずに感染した学生を含め共有していた。
- ⑥発語を伴うペアワークやグループワークなどが連続して15分以上あった。
- ⑦学生、教員含めて身体接触（実習など）があった。

- 上記①～⑦のどれもあてはまらない⇒教員及び授業参加者への感染の可能性はほぼありません。対面授業を続けて問題ありません。
- 上記③～⑦はどれもあてはまらない⇒教員への感染の可能性はほぼありません。対面授業を続けて問題ありません。
- 上記③～⑦のどれか一つでもあてはまる⇒保健所より、濃厚接触者に特定される可能性があります。特定された場合は、10日間の自宅待機とし、遠隔授業に切り替えてください。